○農林水産省告示第千四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町上分字川又九八、九九の一、九九の二、一〇〇、一〇一の一から一〇一の三まで、一〇二、一〇三、一〇四の一、一〇四の二、一〇五、一〇五の二、一〇六の一から一〇六の四まで、字江田三七四、三七五、三七九、三八二、三八三、一二二一の一、一二二一の三、一二二二の一、一二二二の三、一二九二の三、一二九三の二、一二九四、一二九五の三、一三〇三、字江畠二六四、二六九の一、二七七の一、三七四の一、五二一の一、五二一の二、五二五から五二九まで、五三〇の一、五三〇の二、五五六の一、五五六の二、五五八、五六一から五六七まで、五六八の二、五六八の三、五七〇の三、五七〇の四、五七一の二、五七二から五七四まで、五七四の一、五七四の二、五七四の三、五七五から五七七まで、五七八の一、五七八の二、五七九の一、五八〇の一、五八〇の二、五八一の一、字殿宮五六八、五六九、五七一、五七四、五八〇、五八七、九七四、九七六、九七七の一から九七七の三まで、九七八から九八一まで、九八四から九九七まで、九九八の一、九九八の二、九九九、一〇〇一、一〇〇一の一、一〇〇二、一〇〇二の二、一〇〇三から一〇一〇まで、一〇一〇の二、一〇一一、一〇四二の二、一〇六五、一〇六六、一〇六七の二、一〇九二の二、一〇九三の三、一〇九三の四、一〇九五の二、一一六〇の二、一一六一、一一六五の二、一一六七から一一七〇まで、一一七〇の二、一一七一、一一七二の二、一一七三、字入手口六一、六二、六五から六九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字江田三七四、三七五、三七九、三八二、三八三、一二九二の三、一二九四、一二九五の三、一三〇三、字江畠二六四、二六九の一、二七七の一、五二一の一、五二一の二、五二五から五二九まで、五三〇の一、五三〇の二、五五六の一、五五六の二、五五八、五六一から五六七まで、五六八の二、五六八の三、五七〇の三、五七〇の四、五七一の二、五七二から五七四まで、五七四の一、五七四の二、五七四の三、五七五から五七七まで、五七八の一、五七八の二、五七九の一、五八〇の一、五八〇の二、五八一の一、字殿宮五六八、五六九、五七一、五七四、五八〇、五八七、九七四、九七六、九七七の一から九七七の三まで、九七八から九八一まで、九八四から九九七まで、九九八の一、九九八の二、九九九、一〇〇一、一〇〇一の一、一〇〇二、一〇〇二の二、一〇〇三から一〇一〇まで、一〇一〇の二、一〇一一、一〇四二の二、一〇六五、一〇六六、一〇六七の二、一〇九二の二、一〇九三の三、一〇九三の四、一〇九五の二、一一六〇の二、一一六一、一一六五の二、一一六七から一一七〇まで、一一七〇の二、一一七一、一一七二の二、一一七三、字入手口六一、六二、六五から六九まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町上分字大中尾五四、六四の一、五五〇の一、五五二、五五八、五五九の一、五五九の二、五六五、五七〇の一、五七一、八三〇の四、八三一の一、字殿宮三九〇の二、三九一の二、三九一の三、四二九、四三一の二、四三七、四四一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大中尾五四、六四の一、五五〇の一、五五二、五五八、五五九の一、五五九の二、五六五、五七〇の一、五七一、八三〇の四、八三一の一、字殿宮三九〇の二、三九一の二、三九一の三、四二九、四三一の二、四三七、四四一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百十八号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三十一条の二第一項の規定により火薬類製造保安責任者免状に関する事務を委託する指定試験機関から同法第四十五条の七第一項の規定による当該指定試験機関の名称の変更の届出があったので、同法第五十三条第一項第五号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　変更前の指定試験機関の名称

社団法人全国火薬類保安協会

二　変更後の指定試験機関の名称

公益社団法人全国火薬類保安協会

三　変更の年月日

平成二十五年四月一日

○経済産業省告示第百十九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の住所の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月二十五日

名称	旧住所	新住所	変更年月日
職業能力開発総合大学校	神奈川県相模原市緑区橋本台四―一―一	東京都小平市小川西町二―三二―一	平成二十五年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第四百六十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川及び海岸）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

石狩川水系の項中厚別川の次に次のように加える。

支川		
嶮淵川	左岸	北海道千歳市泉郷百四十五番地から千歳川合流点まで
	右岸	同道同市同町五百七十六番地
支川		
幌向川	左岸	北海道岩見沢市栗沢町北斗から夕張川合流点まで
	右岸	同道同市幌向南四条三丁目
支川		
旧美唄川	左岸	北海道岩見沢市北村字中小屋から幾春別川合流点まで
	右岸	

○国土交通省告示第四百六十三号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号本文中「前号イ又はロ」を「次のいずれか」に改め、同号イ中「ロにおいて」を「以下」に改める。